

# 第2回新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定協議会

## ・基本構想（案）について

令和5年10月10日



# 基本構想（案）検討の流れ（スケジュール）

本日

**令和5年10月10日**

基本構想（素案）の説明

→基本構想の流れ、重点整備地区及び特定事業の項目（案）について  
**意見聴取**

協議会後

**令和5年10月11日～30日**

・ 特定事業について、関係機関協議にて事業内容・実施時期の決定

**令和5年11月1日～10日**

・ 基本構想（素案）に特定事業を盛り込み作成、委員の皆様へ送付

次回協議会

**令和5年11月下旬**

・ 基本構想（原案）についての**意見聴取**  
・ パブリックコメント前の実施について



# 基本構想の目次（案）

## バリアフリー法(第25 条等)に規定される 基本構想に明示すべき事項

- ① 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針 . . . . .
- ② 重点整備地区の位置及び区域 . . . . .
- ③ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 . . . . .
- ④ 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
- ⑤ 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 . . . . .
- ⑥ ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
  - ② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
  - ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- ⑦ 基本構想の評価に関する事項 . . . . .  
(スパイラルアップに向けた継続した取組)

現在検討中

※ 1、4、7については、任意記載事項

## 新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想（案）

- I. バリアフリー基本構想の策定に際して
- II. 対象地区の現況整理
- III. 現地踏査について
- IV. 新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想アンケート調査
- V. 本地区のバリアフリー化に向けた課題
- VI. 守谷市のバリアフリーの基本的な考え方
- VII. 重点整備地区の設定
- VIII. 重点整備地区の整備について
- IX. 今後のバリアフリー施策の実現に向けて



## 基本構想の位置づけ（P2）

### ＜上位計画＞

- ・ 第三次守谷市総合計画

### ＜関連計画＞

- ・ 守谷市都市計画マスタープラン
- ・ 守谷市立地適正化計画
- ・ 守谷市地域公共交通計画
- ・ 第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・ 守谷市障がい者福祉計画
- ・ 守谷市地域福祉計画

### ＜根拠・関連法令等＞

- ・ （国）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ （県）茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・ （市）ひとにやさしいまちづくり整備指針



## 計画期間 P3

### 2024年度（令和6年度）～2033年度（令和15年度）

- 事業の完了までに相応の期間を要する事から、基本構想の計画期間は**10年間**とします。
- バリアフリー法第25条の2に基づき、基本構想作成後、概ね5年毎に特定事業等の実施状況について調査、分析、評価を行い、必要に応じて基本構想を変更する事とします。

（基本構想の評価等）

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。



# 本地区のバリアフリー化に向けた課題 P33

## 【課題①】新守谷駅における円滑な移動の確保

駅

- ・新守谷駅は、駅舎及び駅へのアクセス経路の現状から、特に周辺住民にあまり利用されていない状況にあります。
- ・バリアを抱えている方の割合こそ多くはないものの、エレベーターが設置されていないことを始め、**駅利用者にとって移動をする上で支障がある状況**となっています。
- ・駅を利用する誰もが、一人でも**安心して行き来することができ、公共交通を利用できる環境づくり**が必要です。

## 【課題②】新守谷駅と周辺施設を結ぶ経路における円滑な移動の確保

経路

- ・新守谷大通りをはじめとする駅周辺の道路は、整備から約40年が経過し、**舗装の劣化や段差**が生じている他、**視覚障がい者誘導ブロックが整備されていない**など、バリアを抱える方にとって利用しづらい状況にあることが、現地踏査を通じて明らかになりました。
- ・段差や急こう配箇所等の課題箇所の改善を行い、**駅や周辺施設へ円滑に移動できる道路環境づくり**が必要です。

## 【課題③】新守谷駅周辺施設の誰もが利用しやすい環境の確保

周辺施設

- ・駅周辺の**施設**では、**外構部分の段差や視覚障がい者誘導ブロックの途切れ等**のバリアとなる状況が散見されています。
- ・現地踏査では、新守谷駅ではバリアフリーに向けた設備設置についても意見がありました。
- ・施設管理者と協議の上、**誰もが利用しやすい（周辺施設の）環境づくり**が必要です。



## 守谷市のバリアフリーの基本的な考え方 P34

### 【バリアフリーの目標】

～誰もが外出を愉しめ

いつまでも幸せに暮らし続けるまち～

#### 【基本方針①】 駅やその他施設へスムーズに移動できるバリアフリー化

誰もが一人でも円滑に駅へ移動し、乗換ができるバリアフリー化に取り組めます。

また、ルート上にあるその他施設についても快適に利用できるよう関係者間で連携の上、バリアフリー化に取り組めます。

#### 【基本方針②】 今ある道路等をよりよく保つバリアフリー化

新守谷大通りをはじめ、既に整備された道路等を将来にわたって活用できるよう、必要に応じたバリアフリー化の改修と併せ、誰もが使い続けられるように適切な維持管理に取り組めます。

#### 【基本方針③】 心のバリアフリーの推進

ハード面の施設整備だけでなく、高齢者や障がい者を理解し支え合う「心のバリアフリー」の推進に取り組めます。また、整備した環境を快適に使い続けられるよう、利用マナーに関する意識啓発に取り組めます。



## 重点整備地区の設定 P 3 5

### 重点整備地区とは・・・

基本構想に定める、市として重点的にバリアフリー化を進めていく地区

- ・生活関連施設
- ・生活関連施設間を徒歩で移動するための道路（生活関連経路）  
を含めた区域を指定することができます

### 【新守谷の考え方】

本地区においては、まず駅及び周辺のバリアフリー化を進めることで、これまで利用できなかった方が駅や周辺施設を利用できるようにします。そのため、駅を起点として徒歩圏（500m-1,000m以内）に位置している生活関連施設と、駅と施設を結ぶ生活関連経路を踏まえ、重点整備地区を設定します。

### 【法律要件】

バリアフリー法第2条第1項第24号、重点整備地区として指定することができる地区の要件

- ・生活関連施設が概ね3以上あり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・バリアフリー化事業が特に必要な地区
- ・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区



## 生活関連施設の決定 P36

国の基本方針では、生活関連施設について

「相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、**具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である**」と定められています。

### 【新守谷の考え方】

本地区では、駅から1 km圏に立地している多数の人が利用している施設として、ガイドラインに基づいて、次の施設を生活関連施設とします。

| 区分      | 施設名称                |
|---------|---------------------|
| 官公庁等    | 守谷久保ヶ丘郵便局<br>久保ヶ丘交番 |
| 教育文化施設等 | 文化会館                |
| 商業施設    | 守谷テラス               |
| 旅客施設    | 新守谷駅                |

### 【法律要件】

バリアフリー法第2条第1項第23号イでは、生活関連施設は「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。」とされています。



## 生活関連経路の決定 P37

生活関連経路は、生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路等で構成されます。

### 【新守谷の考え方】

本地区では、前項で整理した生活関連施設の立地状況を踏まえ、次の路線を生活関連経路と設定します。

| 路線名             | 道路延長                     | 備考     |
|-----------------|--------------------------|--------|
| 北守谷板戸井線（新守谷大通り） | 9 2 0 m                  |        |
| 市道 2 0 2 5 号線   | 9 0 m                    |        |
| 陸橋              | 1 3 0 m                  |        |
| 新守谷駅前広場         | 6 , 3 0 0 m <sup>2</sup> |        |
| 国道 2 9 4 号線     | 2 0 m                    | 横断歩道部分 |

### 【法律要件】

バリアフリー法第2条第1項第23号ロでは、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と規定されています。

## 重点整備地区の決定 P39

「2.生活関連施設の設定」、「3.生活関連経路の設定」を踏まえ、  
生活関連施設及び生活関連経路を含む、下図に示す区域を**重点整備地区**に定めます。





## 重点整備地区の整備について P41

### 【バリアフリー化の考え方】

バリアフリー化にあたっては、高齢者、障がい者や子育て世代の方等が円滑に移動できるよう、誰もが利用しやすい駅、道路、公共交通機関、建築物等の整備を目指し、次に示す考え方に基づいて整備等を行うこととします。

また、それぞれの施設管理者は、これらの考え方踏まえ、できるところから施設のバリアフリー化に努めることとします。

- (1) 駅のバリアフリー化
- (2) 公共交通のバリアフリー化
- (3) 道路等のバリアフリー化
- (4) 交通安全施設等のバリアフリー化
- (5) 建築物のバリアフリー化
- (6) 心のバリアフリー

これらを基に、特定事業・その他の事業を決定



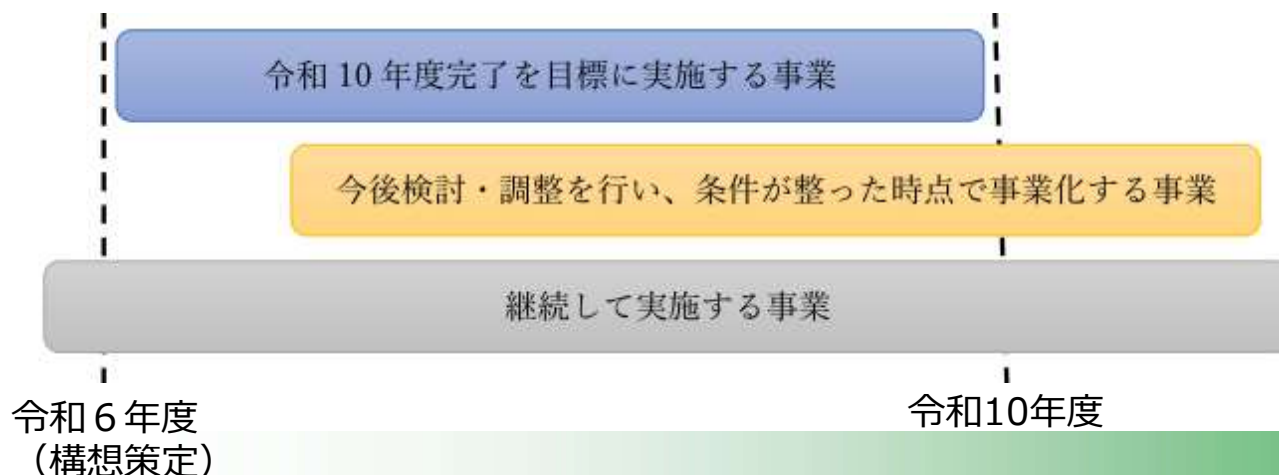
## 特定事業、その他の事業について P43

特定事業の実施事業者は、  
事業の実施に向け**事業計画を策定** → 事業を進める

### 【特定事業等の実施時期について】

原則として整備の実施時期は5年後の令和10年度を目標としますが、本構想策定時点において実施時期が明確にできない事業や検討中の事業については、「今後検討を行う」ものと整理します。また、過年度より実施している事業や今後も継続していく事業については、「継続して実施する」ものとして整理します。

なお、「特定事業」及び「その他の事業」に挙げていない事業であっても、前項の考え方を踏まえ、バリアフリー化に努めることとします。



本日は、  
特定事業として位置  
付ける**内容を検討し、  
決定**します。

※実施時期については  
事業者と協議会后協議  
予定



## 特定事業の種類と内容 P43

### (1) 公共交通特定事業

公共交通事業者が実施する特定旅客施設や車両など、**鉄道及びバスに関するバリアフリー化事業**

【事業者】 関東鉄道(株)

### 【特定事業の整備例】

- ・ノンステップバスの導入
- ・ホームドアの設置



| No. | (新守谷駅) 事業内容   | 備考          |
|-----|---------------|-------------|
| 1)  | エレベーターの設置     | 駅構内         |
|     | バリアフリースイートの設置 |             |
|     | 幅の広い改札の設置     |             |
|     | 音声案内設備の設置     |             |
|     | 案内板の設置        |             |
| 2)  | バス停の改善        | 駅前広場・生活関連経路 |



## 特定事業の種類と内容 P4 4

### (2) 道路特定事業

道路特定事業は、道路管理者が実施する特定経路を構成する道路等に関するバリアフリー化事業

【事業者】 守谷市、茨城県

#### 【特定事業の整備例】

- ・ 歩道への視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・ 滑り止め舗装等



【事業者】 守谷市

| No. | (北守谷板戸井線 (新守谷大通り))<br>事業内容 | 備考    |
|-----|----------------------------|-------|
| 3)  | 誘導ブロックの設置                  |       |
|     | 舗装の改修                      |       |
|     | 休憩施設の改修                    |       |
| 4)  | 勾配の解消                      | 交差点付近 |



## 特定事業の種類と内容（道路特定事業） P4 4

【事業者】 守谷市

| No. | (市道2025号線) 事業内容 | 備考 |
|-----|-----------------|----|
| 5)  | 誘導ブロックの設置       |    |
|     | 舗装の改修           |    |

【事業者】 茨城県

| No. | (国道294号線) 事業内容 | 備考 |
|-----|----------------|----|
| 6)  | 誘導ブロックの設置      |    |
|     | 交差点部の段差解消      |    |
|     | 舗装の改修          |    |



## 特定事業の種類と内容 P4 4

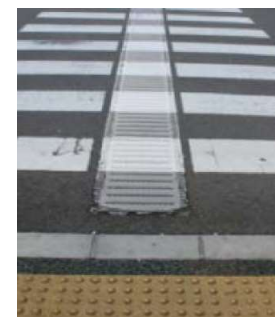
### (3) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、信号機の設置や違法駐車防止対策、交通規制など**特定経路におけるバリアフリー化を推進する事業**

【事業者】茨城県警

#### 【特定事業の整備例】

- ・音響式信号の設置
- ・残り時間のわかる信号機の設置
- ・エスコートゾーンの設置



| No. | 事業内容         | 備考 |
|-----|--------------|----|
| 7)  | バリアフリー信号機の設置 |    |
| 8)  | エスコートゾーンの設置  |    |



## 特定事業の種類と内容 P45

### (4) 建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化に必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- ・ 生活関連経路を含む特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化に必要な建築物特定施設の整備に関する事業

建築物特定施設・・・出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路駐車場、その他国土交通省令で定めるもの

【事業者】 守谷市、日本郵便(株)、  
(株)新都市ライフホールディングス

### 【特定事業の整備例】

- ・ 建築物内のエレベーター設置
- ・ バリアフリースイートの整備



【事業者】 守谷市

| No. | (文化会館) 事業内容 | 備考 |
|-----|-------------|----|
| 9)  | スロープの改善     |    |
|     | グレーチングの改善   |    |



## 特定事業の種類と内容（建築物特定業） P4 5

【事業者】 日本郵便(株)

| No. | (守谷久保ヶ丘郵便局) 事業内容 | 備考 |
|-----|------------------|----|
| 10) | 舗装の改修            |    |
|     | 段差解消             |    |
|     | 誘導ブロックの設置        |    |

【事業者】 (株)新都市ライフホールディングス

| No. | (守谷テラス) 事業内容 | 備考 |
|-----|--------------|----|
| 11) | スロープの改善      |    |
|     | 段差解消         |    |

## (5) 教育啓発特定事業

市民の意識啓発や支援措置などを継続的に行い、**バリアフリー化への取組みを社会に浸透させていくためのソフト対策に関する事業**

【事業者】 守谷市

### 【特定事業の例】

- ・ 小中学校におけるバリアフリーに関する教育
- ・ 公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修
- ・ 高齢者、障がい者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会



| No. | 事業内容          | 備考 |
|-----|---------------|----|
| 12) | 障がい者に関する啓発活動  |    |
| 13) | 放置自転車に関する啓発活動 |    |



## その他の事業 P 4 9

### (5) その他の事業

駅前広場等に関する事業

【事業者】 守谷市

#### (陸橋) 事業内容

エレベーターの設置

2 段手すりの設置

舗装・誘導ブロックの補修

#### (きずな橋) 事業内容

舗装・誘導ブロックの補修

エレベーターの設置

#### (新守谷駅前広場) 事業内容

乗降場の段差解消

舗装・誘導ブロックの補修

エレベーターの設置



## 策定スケジュール

| 協議会                    | 時期         | 議題                                                                                        |
|------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回協議会                 | 6月30日      | <ul style="list-style-type: none"><li>概要説明、重点整備地区等の案、</li><li>アンケート調査</li></ul>           |
| 現地踏査                   | 7月14日、19日  |                                                                                           |
| アンケート調査実施（8月10日～9月19日） |            |                                                                                           |
| 第2回協議会                 | 10月10日【本日】 | <ul style="list-style-type: none"><li>アンケート調査結果、</li><li>バリアフリー基本構想（素案）</li></ul>         |
| 第3回協議会                 | 11月下旬      | <ul style="list-style-type: none"><li>バリアフリー基本構想（原案）</li><li>パブリックコメントについて</li></ul>      |
| パブリックコメント（1月上旬から2月上旬）  |            |                                                                                           |
| 第4回協議会                 | 2月下旬       | <ul style="list-style-type: none"><li>パブリックコメント結果及び対応案</li><li>バリアフリー基本構想公表について</li></ul> |

**説 明 は 以 上 で す**